



## 知的財産高等裁判所「大合議」について ＜更新版＞

2018年5月7日更新  
青和特許法律事務所 IP 情報室

- 東京高等裁判所の特別支部として平成 17（2005）年 4 月に設置された知的財産高等裁判所（知財高裁）は、通常部として第 1 部から第 4 部までの 4 ヶ部において、通常 3 名の裁判官の合議体によって事件の審理を行います。知財高裁設置前の平成 16（2004）年 4 月の民事訴訟法一部改正により、東京高裁の民事部に 5 名の裁判官から構成される合議体により審理及び裁判を行う特別部が設置され、特許権等に関する訴え（特許・実用新案・半導体集積回路配置・プログラム著作等の技術型事件）を審理判断することになりました。この大合議が知財高裁の特別部に移行しています。
- 知的財産権を巡る紛争は重要な法律上の争点を含み、裁判所の判断が企業の経済活動及び我が国の産業経済に重大な影響を与える事案も少なくありません。知的財産権事件では、一定の信頼性のあるルール形成及び高裁レベルでの事実上の判断統一が要請されます。大合議で審理された事件は、実質的には、知財高裁全体での検討を経て判断が形成される運用となっています。なお、大合議の審理については、条文上、審決等取消訴訟については特許法 182 条の 2、侵害訴訟については民事訴訟法 310 条の 2 に規定されています。
- 大合議事件は、第 1 部の裁判長を兼務する知財高裁所長が裁判長となり、第 2 部から第 4 部の各部の総括判事又はこれに準ずる判事 3 名と主任裁判官 1 名から構成され、知財高裁判事全員の討議検討を経て審理・判断されるため、知財高裁全体の意見を反映した運用が行われることとなります。
- 知的財産権の侵害事件について地裁レベルでの判断が割れるような案件については、大合議審理によって専門的視野から解釈の統一を図り、紛争の未然防止や法的安定性を担保するために、大合議制度が積極的な役割を果たすことが期待されています。
- 知財高裁では、別紙記載の計 12 件が既に大合議事件として審理されました（4 はその後訴え取下）。平成 30(2018)年 4 月 13 日には、第 12 件目の大合議事件となる平成 28 年(行ケ)第 10182 号等審決取消請求事件について、判決が言い渡されたところです。
- なお、大合議事件では、知財高裁所長が裁判長を務めることは前述の通りです。参考までに、知財高裁の歴代所長名と在任期間を以下に記します。平成 30(2018)年 5 月 5 日には、第 7 代所長に高部眞規子判事が就任しました。
  1. 篠原 勝美 平成 17(2005)年 4 月 1 日 ～平成 19(2007)年 5 月 22 日
  2. 塚原 朋一 平成 19(2007)年 5 月 23 日～平成 22(2010)年 8 月 20 日
  3. 中野 哲弘 平成 22(2010)年 8 月 21 日～平成 24(2012)年 3 月 11 日
  4. 飯村 敏明 平成 24(2012)年 3 月 12 日～平成 26(2014)年 6 月 14 日
  5. 設楽 隆一 平成 26(2014)年 6 月 15 日～平成 29(2017)年 1 月 26 日
  6. 清水 節 平成 29(2017)年 1 月 27 日～平成 30(2018)年 5 月 4 日
  7. 高部眞規子 平成 30(2018)年 5 月 5 日 ～

※参考資料 知財高裁 HP

Law & Technology 50 号「知財高裁 5 年の回顧と展望」（中野哲弘）

＜最終更新日 2018 年 5 月 7 日＞



(別紙)

知財高裁大合議事件リスト				
	事件番号・事件名(通称)	判決言渡日	裁判長	結論・論点・その他コメント
1	平成 17 年(ネ)第 10040 号 特許権侵害差止請求控訴事件 (一太郎事件)	平成 17(2005)年 9 月 30 日	篠原勝美	・原判決取消 ・間接侵害の判断
2	平成 17 年(行ケ)第 10042 号 特許取消決定取消請求事件 (パラメータ特許事件)	平成 17(2005)年 11 月 11 日	篠原勝美	・請求棄却 ・パラメータ特許のサポート要件の判断 基準
3	平成 17 年(ネ)第 10021 号 特許権侵害差止請求控訴事件 (インカートリッジ事件)	平成 18(2006)年 1 月 31 日	篠原勝美	・原判決取消 ・リサイクル品に関する特許権の消尽の 判断基準 * 上告→理由変更
4	平成 18 年(ネ)第 10039 号 特許権侵害差止等控訴事件 (フラッシュメモリー事件)	(訴え取下により終局)	—	* 平成 19(2007)年 3 月 22 日、 訴え取下により終局
5	平成 18 年(行ケ)第 10563 号 審決取消請求事件 (ソルダーレジスト事件)	平成 20(2008)年 5 月 30 日	塚原朋一	・請求棄却 ・「除くクレーム」とする訂正の要件
6	平成 22 年(ネ)第 10043 号 特許権侵害差止請求控訴事件 (プラスタチン事件)	平成 24(2012)年 1 月 27 日	中野哲弘	・控訴棄却 ・プロダクト・バイ・プロセス・クレームの発 明の要旨及び技術的範囲 * 上告→理由変更
7	平成 24 年(ネ)第 10015 号 特許権侵害差止等事件 (ごみ貯蔵機器事件)	平成 25(2013)年 2 月 1 日	飯村敏明	・原判決一部変更 ・特許法 102 条 2 項に基づく損害額の 算定基準の適用基準
8	平成 25 年(ネ)第 10043 号等 債務不存在確認請求控訴事件等 (アップル・サムソン事件)	平成 26(2014)年 5 月 16 日	飯村敏明	・原判決変更 ・FRAND 条件での侵害判断・損害賠 償額の認定基準
9	平成 25 年(行ケ)第 10195 号等 審決取消請求事件 (ペバシズマブ事件)	平成 26(2014)年 5 月 30 日	飯村敏明	・審決取消 ・延長登録出願の登録要件(特許法 67 条の 3 第 1 項 1 号)の判断基準
10	平成 27 年(ネ)第 10014 号 特許権侵害行為差止請求控訴事件 (オキサプラティナム事件)	平成 28(2016)年 3 月 25 日	設楽隆一	・控訴棄却 ・均等侵害の適用の判断基準
11	平成 28 年(ネ)第 10046 号 特許権侵害差止請求控訴事件 (マキサカルシトール事件)	平成 29(2017)年 1 月 20 日	設楽隆一	・控訴棄却 ・延長された特許権の効力が及ぶ範囲 の判断基準
12	平成 28 年(行ケ)第 10182 号等 審決取消請求事件 (ピリミジン誘導体事件)	平成 30(2018)年 4 月 13 日	清水 節	・請求棄却 ・訴えの利益の有無、引用発明の認定 の判断基準

※ これまでの大合議事件の詳細は以下の知財高裁 HP をご参照ください。

[http://www.ip.courts.go.jp/hanrei/g\\_panel/index.html](http://www.ip.courts.go.jp/hanrei/g_panel/index.html)